

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人北九州市福祉事業団

当職員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日

2 目 標

目標1 計画期間内に、妊娠中及び出産後の労働者や介護を行う労働者に対し設置している相談窓口を活用し、幅広い相談に対応する。

<取組内容>

●2025年4月～

妊娠中及び出産後の労働者に対し、ホームページやグループウェア等により相談窓口を周知し、出産、育児、介護等の制度に関する情報提供を行う。

目標2 次代を担う人財として成長できる環境を整備する。

<取組内容>

●2025年4月～

人財マネジメント方針に基づいたキャリアパス、目標設定制度、教育研修制度等による人財育成の取り組みや、フォロー体制の実施、職員満足度アンケートの実施による、誰もがキャリアアップを目指しやすい環境づくりや風通しの良い環境づくりによる人財定着の取り組みを行う。

目標3 管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を30%以上とする。

<取組内容>

●2025年4月～

階層別研修の実施により、昇任への道筋を示し、事業の円滑な実施及び事業継承を行うことができる管理職候補の育成を目指す。

目標4 男女あわせた育児休業及び育児関連休暇の取得率を5%アップさせる。

<取組内容>

●2025年4月～

男性職員に対しても、出産祝金や扶養の申請を契機として、希望等に応じて育児休業制度の説明を行う。（女性職員には産前産後休業前に随時行っている。）

●2025年4月～

育児休業法改正に伴う育児関連休暇（部分休業・育児支援休暇・子の看護休暇等）について、希望等に応じて説明を行う。